

○津山市都市計画審議会条例

平成12年3月17日
津山市条例第22号

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、津山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民の代表

2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関の職員が、当該委員に代わって会議に出席し、議決に加わることができる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成12年4月1日から施行する。

(津山市執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 [津山市執行機関の附属機関設置条例\(昭和62年津山市条例第24号\)](#)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

津山市都市計画審議会	都市計画に関する事項の審議に関する事務
津山市国土利用計画審議会	国土利用計画に関する事項の審議及び答申に関する事務

」を「

」に改める。

付 則(平成20年3月26日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年12月21日条例第33号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。